

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………一

……………（住宅政策本部住宅企画部マンション課）……………一

○東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………一

……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………一

### 告示

○土地区画整理事業の事業計画の変更……………一

……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………一

○宅地建物取引業法による行政処分……………二

……………（住宅政策本部住宅企画部不動産課）……………二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………二

……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）……………二

○令和四年におけるさんご漁業の制限措置の内容等……………五

……………（産業労働局農林水産部水産課）……………五

○令和四年漁期におけるひき縄漁業の制限措置の内容等……………六

……………（同）……………六

○令和四年における底魚一本釣り漁業の制限措置の内容等……………七

……………（同）……………七

### 告示（下水）

○指定納付受託者の指定……………八

○下水を排除及び処理すべき区域等……………八

### 公 告

○特定非営利活動法人の認定……………九

……………（生活文化局都民生活部管理法課）……………九

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………九

……………（同）……………九

○令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………九

……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………九

○開発行為に関する工事完了……………一〇

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………一〇

○令和四年度技能検定の前期実施……………一〇

……………（産業労働局雇用就業部能力開発課）……………一〇

○令和四年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施……………一三

……………（同）……………一三

### 規 則

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都規則第十二号

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和四年三月一日  
東京都知事 小 池 百合子

#### ●東京都規則第十三号

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営住宅条例施行規則（平成十年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。  
第十七条第三項第一号中「未成年者」を「二十歳未満の婚姻していない者」に改め、同条第七項第一号中「未成年者」を「二十歳未満の婚姻していない者」に、「女子」を「者」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

### 告 示

#### ●東京都告示第二百二十九号

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項の規定において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。  
令和四年三月一日  
東京都知事 小 池 百合子

#### 一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業新宿駅直近地区土地区画整理事業事務所所在地

中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

令和三年七月七日

四 変更の年月日

令和四年三月一日

●東京都告示第二百三十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社恩田東京ビルプランニング

(二) 代表者氏名 代表取締役 本田 裕

(三) 主たる事務所の所在地 港区東麻布一丁目四番二号 山田ビル

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第三八九三二号

(五) 免許年月日 平成三十年五月二日

二 処分年月日 令和四年二月十六日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(令和四年四月一日から同月三十日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第二百三十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

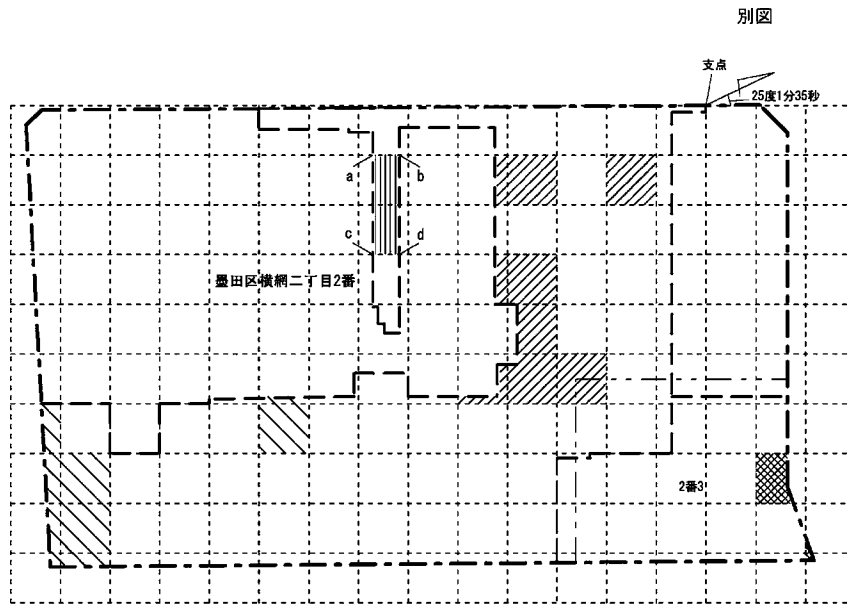
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区横網二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



**【凡例】**

- 敷地境界
- - - 筆境界
- ..... 単街区画
- 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和元年東京都告示第343号により指定した区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第1577号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域  
(令和2年東京都告示第1134号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)

点名	X座標	Y座標
a	-33305.390	-3559.146
b	-33299.998	-3556.629
c	-33313.632	-3540.922
d	-33308.238	-3538.403

**【支点】**  
支点の位置は X=-33240.476、Y=-3539.876 とする。  
※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

**【格子の回転角度（25度1分35秒）】**  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百三十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

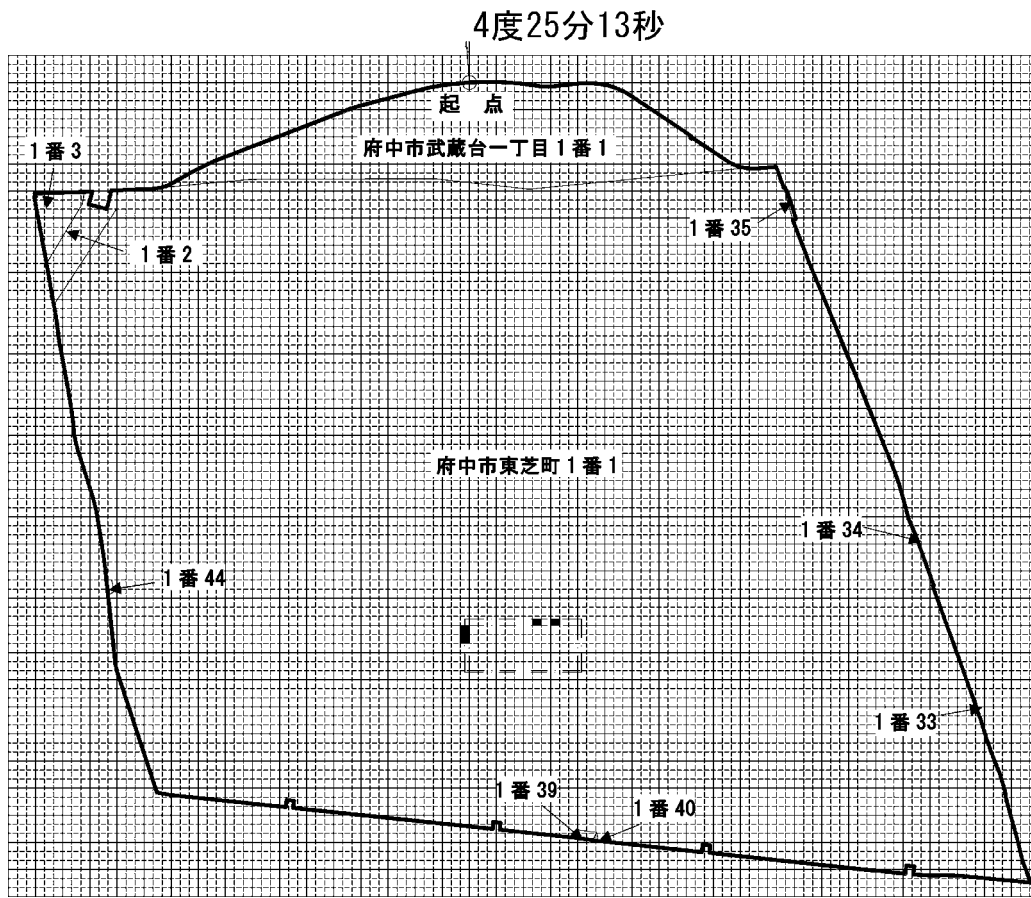
令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（府中市東芝町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- 形質変更時  
要届出区画

【起点】

起点は府中市武蔵台一丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度4度25分13秒】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

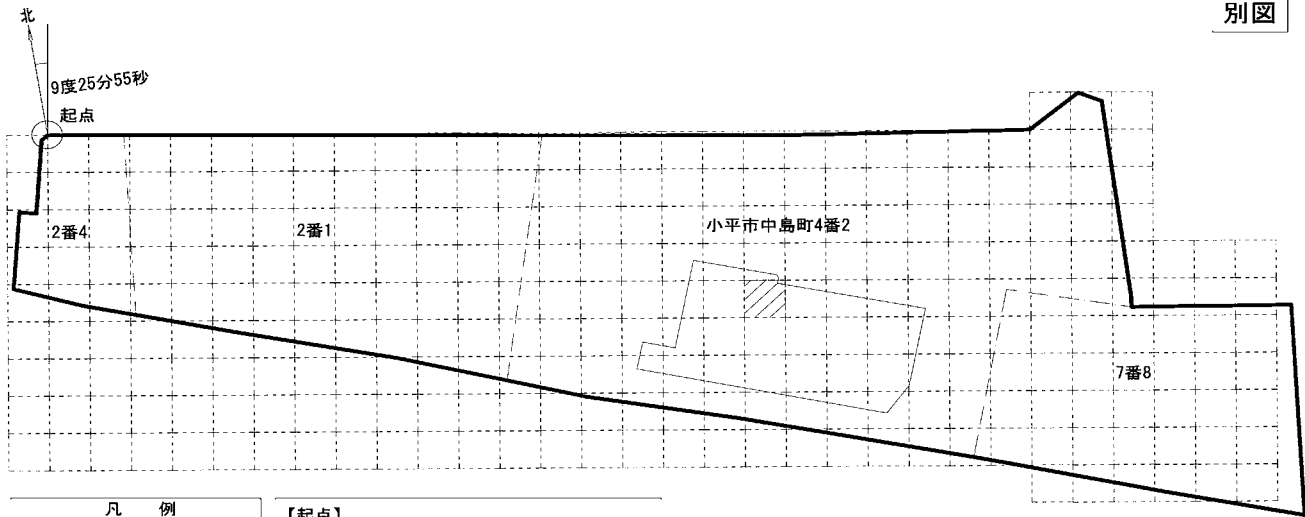
令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（小平市中島町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例	
-----	単位区画
---	筆境界
—	敷地境界
—	調査範囲
////	形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点は、小平市中島町2番4の最北端とする。

【格子の回転角度（9度25分55秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年におけるさんご漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容  
 別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
 令和四年三月一日から同月十五日まで

別表

制限措置						
漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
さんご漁業(造礁さんご)	2隻	定めなし	定めなし	小笠原海域(嬬嶋岩と北之島との中間線(北緯28度30分(測量法(昭和24年法律第188号)第11条第3項に規定する世界測地系による。))の線をいう。以下同じ。))から南側の小笠原諸島地先海面をいう。以下同じ。))	周年	漁業を営む者の資格は東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地(漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。))が東京都小笠原支庁管内の区域にある者であること(共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること。))。
さんご網漁業	4隻	20トン未満で許可証に記載された総トン数	定めなし	伊豆諸島海域(千葉県、神奈川県、静岡県との境から、嬬嶋岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面をいう。))ただし、以下に定めるA線とB線との間の海域及び北緯30度00分(測量法第11条第3項に規定する世界測地系による。))以南の海域を除く。 A線:次のア、イ及びウによって構成される線 ア 東経139度08分以西にあっては北緯34度24分の線 イ 東経139度15分以東にあっては北緯34度17分の線 ウ 東経139度08分と東経139度15分との間にあっては次の(ア)、(イ)及び(ウ)を順に結んだ線 (ア) 北緯34度24分 東経139度08分の点 (イ) 北緯34度19分 東経139度10分の点 (ウ) 北緯34度17分 東経139度15分 B線:北緯33度39分の線	周年(6月1日から同月30日までを除く。)	東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること(共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること。))。
	1隻					東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること(共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること。))。
	13隻					東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること(共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること。))。
	9隻					東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること(共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること。))。
				小笠原海域。ただし、北緯27度41分以北及び北緯24度30分以南の海域を除く。		

●東京都告示第二百三十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年漁期におけるひき縄漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年三月一日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年四月十五日から同年五月十五日まで

別表

制限措置						
漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
ひき縄漁業	44隻	5トン以上で許可証に記載された総トン数	定めなし	小笠原海域（婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）	周年	東京都小笠原支庁管内に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都小笠原支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都小笠原支庁管内の区域にある者であること。
	1隻					東京都三宅支庁管内に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都三宅支庁管内区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内の区域にある者であること。
	1隻					和歌山県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が和歌山県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が和歌山県の区域にある者であること。
	6隻					高知県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。
	7隻					宮崎県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。
	1隻					鹿児島県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。

●東京都告示第二百三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和四年における底魚一本釣り漁業の制限措置を定めたので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年三月一日

東京都知事 小池 百合子

一 制限措置の内容

別表のとおり

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年三月一日から同月十五日まで

別表

漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	制限措置		
				作業区域	漁業時期	
底魚一本釣り漁業	47隻	5トン以上60トン未満で許可証に記載された総トン数	定めなし	小笠原海域（嬭婦岩と北之島との中間線（北緯28度30分（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）	周年	東京都島しょ部に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ部の区域にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都島しょ部の区域にある者であること。
	5隻					鹿児島県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が鹿児島県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が鹿児島県の区域にある者であること。
	2隻					熊本県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が熊本県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が熊本県の区域にある者であること。
	1隻					高知県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が高知県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が高知県の区域にある者であること。
	2隻					宮崎県に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が宮崎県の区域にあり）、かつ、船舶根拠地が宮崎県の区域にある者であること。

### 告 示（下水）

#### ●東京都下水道局告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月一日

東京都下水道局長 神山 守

一 指定納付受託者の名称及び所在地

(一) 名称 ビリングシステム株式会社

(二) 所在地 千代田区内幸町一丁目一番一号 帝国ホテルタワー十三階

二 歳入等の納付に関する事務

東京都水道局から徴収権限の返還を受けた未納下水道料金の納付に関する事務

三 指定年月日

令和四年三月一日

#### ●東京都下水道局告示第三号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、中部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

東京都下水道局長 神山 守

一 供用及び処理開始年月日 令和四年三月九日



- 二 下水を排除及び別表のとおり処理すべき区域
- 三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流分流式の別
- 五 終末処理場の位置 江東区新砂三丁目九番一号  
置及び名称 砂町水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
中央区	晴海二丁目	二番、三番及び七番
同区	晴海四丁目	三番、四番及び九番

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人 Ohana
- 二 代表者の氏名 阿部 陽一郎
- 三 主たる事務所の所在地 国分寺市新町一丁目十八番地九
- 四 認定の有効期間

令和四年一月二十八日から令和九年一月二十七日まで

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 LS スコア育英基金

二 代表者の氏名

宇野 哲人

三 主たる事務所の所在地

世田谷区船橋一丁目二十五番十五号

四 更新された認定の有効期間

令和三年十二月二十六日から令和八年十二月二十五日まで

まで

令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定に基づき、令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第十五条の六第一

項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和四年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験実施の期日及び時間

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

令和四年七月三日(日曜日)

午前九時四十五分から午後五時二十分まで

イ 木造建築士

令和四年七月二十四日(日曜日)

午前九時四十五分から午後五時二十分まで

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和四年九月十一日(日曜日)

午前十時四十五分から午後四時まで

イ 木造建築士

令和四年十月九日(日曜日)

午前十時四十五分から午後四時まで

二 試験実施の場所

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

イ 木造建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

読売理工医療福祉専門学校 文京区小石川一丁目

一番一号

イ 木造建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

読売理工医療福祉専門学校 文京区小石川一丁目

一番一号

三 受験申込手続

受験申込みについては、原則として新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)は、令和四年四月六日(水曜日)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル)(電話番号 〇五〇一三〇三三一三八二二)に申し出ること。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和四年四月一日(金曜日)から同月十四日(木曜日)まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaetic.or.jp>)において、必要な事

項を入力し申し込むこと。

四 「学科の試験」の免除の申請

免除の申請に当たっては、令和二年又は令和三年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行う。

五 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として令和四年六月十七日(金曜日)(予定)に受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。

インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として令和四年六月十七日(金曜日)(予定)に、受験有資格者宛てに発送する。

六 合格者の発表

令和四年十二月一日(木曜日)(予定)

なお、「学科の試験」については、二級建築士を令和四年八月二十三日(火曜日)(予定)に、木造建築士を同年九月六日(火曜日)(予定)に発表する。

七 合格の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

八 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合格判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaetic.or.jp>)等に公表する。

九 その他

(一) 「設計製図の試験」の課題は、令和四年六月八日

(水曜日)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaetic.or.jp>)において公表する。

(二) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験期間内にその旨を申し出ること。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年三月一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小金井市本町五丁目千七百二十七番五並びに同番七及び同番十三の各一部並びに同番十番二

新宿区西新宿一丁目二十六番十三の各一部並びに同番十番二 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾 大作

令和四年度技能検定期前実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和四年度技能検定期前実施について、次のとおり公告する。

令和四年三月一日

東京都知事 小池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)

第四十五条に定める者  
二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び  
学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和四年七月十日  
(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同  
年六月七日(火曜日)から同年八月十四日(日曜  
日)まで、その他の職種については同年六月七日  
(火曜日)から同年九月十一日(日曜日)までの間  
において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和四年七月十日(日曜日)に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、フラ  
イス盤及びマシンングセンタに係るものに限  
る。)、工場板金(曲げ板金に係るものに限  
る。)、めっき(電気めっきに係るものに限  
る。)、電子機器組立て、建築大工、とび、  
左官、ブロック建築、化学分析、塗装(金属  
塗装に係るものに限る。)、舞台機構調整、  
商品装飾展示及びフラワー装飾

令和四年八月二十一日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車  
両整備、光学機器製造(光学ガラス研磨に係  
るものに限る。)、プラスチック成形(射出  
成形、インフレーション成形及び真空成形に  
係るものに限る。)、とび、築炉、防水施工  
(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴ  
ム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改

質アスファルトシート常温粘着工法防水工事  
及びFRP防水工事に係るものに限る。)、  
サッシ施工及び塗装(建築塗装及び金属塗装  
に係るものに限る。)

三級

金属熱処理

単一等級

産業洗浄(高压洗浄に係るものに限る。)

令和四年八月二十八日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライ  
ス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円  
筒研削盤及びマシンングセンタに係るもの  
に限る。)、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係  
るものに限る。)、めっき(電気めっきに係  
るものに限る。)、アルミニウム陽極酸化処理、  
ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、  
婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係  
るものに限る。)、家具製作(家具手加工に  
係るものに限る。)、建具製作(木製建具手  
加工に係るものに限る。)、印刷、左官、畳製  
作、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上  
げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及  
び化粧フィルム工事に係るものに限る。)、及  
び貴金属装身具製作

令和四年九月四日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

園芸装飾、放電加工(数値制御形彫り放電加  
工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、  
建築板金(内外装板金に係るものに限る。)、  
工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るも  
のに限る。)、仕上げ、電気機器組立て(配  
電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、  
鉄道車両製造・整備(内部装、配管装及  
び電気装に係るものに限る。)、石材施工  
(石張りに係るものに限る。)、ブロック建

築、タイル張り、熱絶縁施工、表装(壁装に  
係るものに限る。)、及びフラワー装飾

単一等級

溶射(肉盛溶射に係るものに限る。)、及び路  
面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ工  
事に係るものに限る。)

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和四年五月三十一日(火曜日)に東京都職業能力  
開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全  
部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)  
及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場  
合は、その資格を証明する書面

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和四年四月四日(月曜日)から同月十五日(金曜  
日)(必着)まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号一〇一八五二七

千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神

田庁舎五階 東京都職業能力開発協会業務課

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会

で配布する。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 二級 全ての 一万八千二百円

及び 三級 全ての 申請者

以上の級

二級 全ての 一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、九千二百円)

三級 在校生 一万二千円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、三千円)

在校生 一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、九千二百円)

学科試験 各級 全ての 申請者 三千円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者については、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、令和四年五月上

旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和四年七月十日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年八月二十六日(金曜日)に、その他の職種については同年九月三十日(金曜日)に、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<https://www.hatarakunetrotokyo.jp/>)に掲載する。

なお、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番

五号東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三(六六三

一)六〇五二

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新

宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七二七

令和四年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和四年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施について、次のとおり公告する。

令和四年三月一日

東京都知事 小池 百合子

一 職種

(一) 随時二級

さく井、機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、工場板金、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、機械検査、ダイカスト(ホットチャンバダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(変圧器組立てに係るものに限る。)、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、製本、石材施工(石張りに係るものに限る。)、パン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装及び塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)

(二) 随時三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て

(回転電機組立て、変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形及び射出成形に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、塗装及び工業包装

(三) 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、石材施工(石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエ

ルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装  
 注 随時三級の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 実施等級等

技能検定は、前記の職種について随時二級、随時三級及び基礎級に区分し、学科試験及び実技試験によって行う。

三 実施期日、実施場所等

(一) 実施期日

令和四年四月一日(金曜日)から令和五年三月三十一日(金曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

あらかじめ受検申請者宛て送付する。ただし、判断等試験(旧…要素試験)及び計画立案等作業試験(旧…ペーパーテスト)に係るものを除く。

四 受検申請の手續

(一) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。及び身分証明書の写真  
 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和四年四月一日(金曜日)から令和五年三月三十一日(金曜日)(当日消印有効)まで。ただし、東京都職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは

受検申請を受け付けない。

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。  
 郵便番号一〇一八五二七

千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神田庁舎五階 東京都職業能力開発協会指導課

(四) 受検申請に関する注意事項

申請書は、東京都職業能力開発協会に配布する。

五 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 各級 各職種 一万八千二百円

学科試験 各級 各職種 三千円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者については、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書及び身分証明書に添えて納付するものとする。実技試験又は学科試験の免除資格を有する者が免除を受けようとする場合は、その手数料の納付を要しない。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

六 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、学科試験又は実技試験のみの合格者に

は東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、東京都知事名の合格証書を交付する。

七 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番

五号東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三(六六三

一)六〇五四

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新

宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

